

今治市都市計画提案検討委員会設置要綱

平成17年1月16日制定

今治市要綱第234号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の3に規定する都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に係る判断を行うために今治市都市計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 法に基づく今治市に対する計画提案について、都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかの評価・判断に関すること。
- (2) 前号の評価・判断のために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 検討委員会は会長及び委員をもって組織するものとする。

- (1) 会長は、都市建設部長をもって充てる。
- (2) 委員は、計画提案の内容によって、その都度会長が任命する者をもって充てる。
- (3) 検討委員会は、会長が招集し、その議長となる。
- (4) 会長は、あらかじめ指定した者にその職務を代理させることができる。

(庶務)

第4条 検討委員会の庶務は、都市政策課において処理するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

附 則（平成22年3月31日組織改変に伴う今治市要綱の整備に関する要綱）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。